

茅ヶ崎市監査委員告示第9号

監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり茅ヶ崎市長から通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により公表します。

令和6年11月6日

茅ヶ崎市監査委員	森	誠一
同	成田	博隆
同	伊藤	素明

6 茅 道 管 第 8 9 号
令和6年10月18日

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一 様
同 成田 博隆 様
同 伊藤 素明 様

茅ヶ崎市長 佐藤 光



定期監査の結果に基づき講じた措置状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定により、令和6年10月7日付けで通知のあった定期監査の結果について、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

（事務担当 建設部道路管理課管理担当）



監 査 の 結 果 (措置を講じるよう求めた指摘事項)	措 置 状 況 等
<道路小規模修繕委託（No. 8）> 道路小規模修繕委託（No. 8）において、見積合わせ執行前に、事業者に発注し、修繕を施工していました。	本委託による修繕箇所は、通学路であることに加え、児童クラブにも近接していたことから、児童等の安全を優先的に考え、見積合わせを執行する前に金額確認を行い、修繕を依頼したものです。 今後は、茅ヶ崎市契約規則に基づく手続きの再確認と、課長を含めた決裁者がこれまで以上に慎重に決裁を行うことで、事務手続きにおける再発防止に努めるとともに、事務手続き期間については、職員による応急的な安全対策を行い、事故等の防止に努めます。
<令和5年度道路照明灯修繕> 令和5年度道路照明灯修繕において、修繕料の予算の裏付けがない中で、変更契約を締結し、不足額を細目の異なる委託料から支出していました。	本修繕は、道路照明灯のランプ交換等を行うものであり、契約時において想定した作業数量以上のランプ等の交換作業が生じたものの、道路利用者の安全の維持を優先させるため、適切な予算措置を経ずに、細目の異なる委託料から支出したものです。 今後は、修繕依頼の状況を踏まえた予算の執行状況の確認を強化し、予算不足が懸念される場合には、早期に関係部局との協議を行うことで、再発防止に努めます。

6茅公第72号
令和6年10月18日

茅ヶ崎市監査委員 森 誠一 様
同 成田 博隆 様
同 伊藤 素明 様

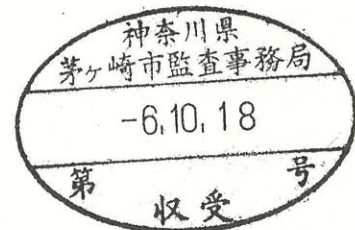
茅ヶ崎市長 佐藤 光



定期監査の結果に基づき講じた措置状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定により、令和6年10月7日付けで通知のあった定期監査の結果について、別紙のとおり措置を講じたので通知します。

（事務担当 建設部公園緑地課公園緑地担当）



監 査 の 結 果 (措置を講じるよう求めた指摘事項)	措 置 状 況 等
＜公園占用許可申請書外 2 件＞ 1 公園占用許可申請書 2 公園内行為許可申請書 3 公園施設設置許可申請書 以上 3 件において、許可決定前に納入通知書を発行していたものが多数ありました。	公園占用許可申請、公園内行為許可申請、公園施設設置許可申請の許可決定及び決定書に記載する使用料を算出する際に、本来茅ヶ崎市財務規則に則り、許可決定後に調定通知書を起票するべきところ、許可決定前の算出時に起票しておりました。 今後の対応策につきましては、許可決定の決裁文書を調定書に添付するなど対策を講じ、事務手順の見直しを図るとともに課長を含めた承認者及び決裁者がこれまで以上に慎重に決裁を行うことで、再発防止に努めてまいります。
＜中央公園ポンプ設備保守点検業務委託＞ 中央公園ポンプ設備保守点検業務委託において、不適切な契約行為がありました。	中央公園ポンプ設備保守点検業務委託につきましては、現地調査の結果、ポンプ設備について緊急対応すべき不具合が判明しましたが、茅ヶ崎市契約規則第 19 条の 2 に規定された金額以上であったため、複数による見積り合わせが必要であると判断し、慌てて事前説明を行った業者に 2 者分の見積もりを依頼してしまったものです。 今後の対応策につきましては、基本的なルールを再確認し、茅ヶ崎市契約規則を遵守するとともに、契約事務手続きにおいても複数人での確認を徹底するなど、適切な契約事務を遂行し、再発防止に努めてまいります。 また、緊急の必要により競争入札に付することができない場合には、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号による随意契約での執行も検討してまいります。